「第1回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」 次第

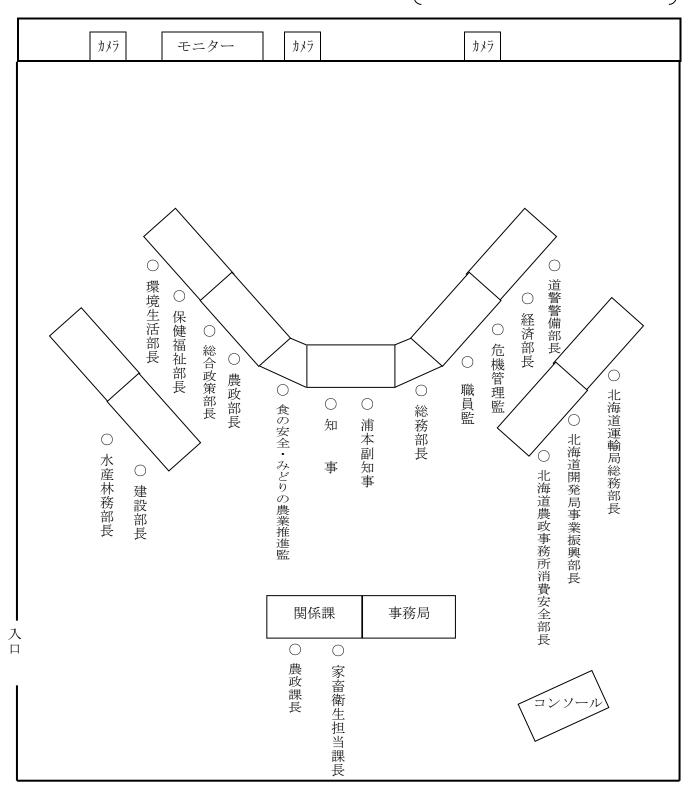
令和6年10月17日(木) 9:00~ テレビ会議室

1 開 会

- 2 協議事項
- (1) 道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について
- (2) 防疫計画案について
- (3) その他
- 3 本部長からの指示事項
- 4 閉 会

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議配席図

本 庁 3 階 テ レ ビ 会 議 室 令和6年10月17日(木)9:00~



高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

昨日(16日)、厚真町の家きん飼養農場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生。 概要は次のとおり。

1 農場の概要

(1)場 所:厚真町 (2)飼養羽数:肉用鶏 約1.9万羽

2 経 緯

(1)農場から道への通報

ア 日 時 令和6年10月16日(水)16時55分 イ 内 容 死亡家きんが増加

- (2)立入検査
 - ・胆振家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施。
 - •同日21時00分に陽性を確認。
- (3)簡易検査
 - ・石狩家畜保健衛生所にて再度、簡易検査を実施。
 - ・同日23時45分に陽性を確認。
- (4)確定検査
 - 石狩家畜保健衛生所において、確定検査(遺伝子検査)を実施。
 - ・本日8時30分に陽性を確認。
- (5)疑似患畜の確認
 - ・国が道の簡易検査及び確定検査の結果等に基づき確認中。(本日10時00分頃判明予定)

3 周辺農場

移動制限区域(半径3km以内) 100羽以上 : 2戸 約32万羽搬出制限区域(3~10km) 100羽以上 : 3戸 約39万羽

4 今後の対応

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の判定後、速やかに殺処分等の防疫措置を開始。

高病原性鳥インフルエンザ 発生時の初動対応について

異常家きんの発生、家畜保健衛生所の立入検査

19:00

-15.0h

- 家畜保健衛生所による立入検査
- 情報伝達

農場で実施した簡易検査が陽性

21:00

-13.0h

- 簡易検査
- 情報伝達
- 対策本部設置
 - 〇 防疫計画検討
 - 〇 動員、資材調達手配開始





家保で実施した簡易検査が陽性

23:45

-10.25h

疑い事例の発生についてプレスリリース

- 確定検査(遺伝子検査)の開始(翌8:30検査終了)
- 情報伝達(国へ報告、判定)
- 動員・資材調達開始

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

翌10:00頃

±0h

厚真町の肉用鶏飼養農場 防疫計画(案)の概要

- 作業シフト・動員計画
- 8時間の3交代制シフト
- 常時約60人(道職員)+関係機関・団体

防疫措置期間

- 殺処分作業 2日
- 埋却作業 5日
- 鶏舎施設の清掃・消毒作業

作業日	1 日目	2日目	3日目	4 日目	5 日目	発
	(10/17)	(10/18)	(10/19)	(10/20)	(10/21)	生
作業内容		2	型分作業 理却作業 清掃・消毒作	業		発生農場の防疫措置完了

21日間



1週間ごとに 2回の 消毒作業

殺処分を行う3鶏舎の他、10棟の空き鶏舎にも糞便等の汚染物品があるため、 X 計13鶏舎について清掃・消毒作業を行う。

制限区域を含めた防疫措置終了

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領

1 趣旨

畜産業はもとより他産業や道民の生活に大きな影響を与えることが懸念される高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が道内において発生したことから、関係各部局が互いに連携して本病の対策を円滑に推進することを目的に「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。

2 組織

- (1) 対策本部の構成員は、別表1のとおりとする。
- (2) 発生農場等の防疫措置を円滑に進めるため、対策本部の下に指揮室を設置する。指揮室の構成員は別表2のとおりとし、必要な事項は別途定める。
- 3 会議の招集 対策本部は、本部長が招集する。
- 4 協議事項

対策本部は各部等が行う次に掲げる基本的な事項について協議する。

- (1) 北海道の高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に関すること
- (2) 関係部局等との連絡・調整に関すること
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関すること
- (4) 畜産物の関連対策に関すること
- (5) 畜産物の流通・加工、観光等関係事業対策に関すること
- (6) 野生鳥獣及び飼育動物対策に関すること
- (7) 情報の収集に関すること
- (8) 広報に関すること
- (9) その他必要な事項
- 5 庶 務

対策本部及び指揮室の庶務は、農政部農政課において処理する。

6 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要領は令和6年(2024年)10月17日から施行する。

別表 1 「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」構成員

区 分	所 属	職名		
本 部 長		知 事		
副本部長		副 知 事 (食の安全・安心に関する) 事務を所掌する者		
構成員	総務部	部 長		
		職員監		
		危機管理監		
		東京事務所長		
	総合政策部	部 長		
		交 通 企 画 監		
	環境生活部	部長		
	保健福祉部	部長		
	経済部	部 長		
		観 光 振 興 監		
		食産業振興監		
	農政部	部長		
		食の安全・みどりの農業推進監		
	水産林務部	部 長		
	建設部	部 長		
	(総合) 振興局	局 長		
	教 育 庁	教 育 部 長		
	北海道警察本部	警 備 部 長		
オブザーバー	北海道農政事務所	消費・安全部長		

別表 2 「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部指揮室」構成員

部等名	局課(室)名		職名	備考
			副 知 事	指揮室長
総務部	人 事 局	人事課	課長	
		職員厚生課	課長	
	危機対策局	危機対策課	課長	
保健福祉部	感染症対策局	感染症対策課	課長	
農政部			食の安全・みどりの 農業推進監	副室長
			次 長	総括班長
	食の安全・みと	どりの農業推進局	局長	総括班長
		食品政策課	課長	
	生産振興局	技術普及課	課長	
			首席普及指導員	
		畜産振興課	課長	防疫支援 班長
			環境飼料担当課長	
			家畜衛生担当課長	防疫班長
	農政課		課長	調整班長
	農村振興局	事業調整課	技術管理担当課長	